

＜個人・医療法人＞

- A14** 一般的に、旅行券は有効期限もなく、換金性もあり実質的に金銭を支給したことと同様の効果が得られますので、原則的にそのスタッフの給与として課税されます。ただし、一定の要件を満たしている場合には、この限りではありません。

旅行券の支給における非課税の要件は以下の通りです。

- (1) 旅行の実施は、旅行券の支給後 1 年以内であること
- (2) 旅行の範囲は、支給した旅行券の額からみて相当なものであること
- (3) 旅行券の支給を受けた者がその旅行券を利用して旅行を実施した場合には、所定の報告書に必要事項（旅行実施者の所属・氏名・旅行日・旅行先・旅行社等への支払額等）を記載し、これに旅行先等を確認できる資料を添付して提出すること
- (4) 旅行券の支給を受けた者が、当該旅行券の支給後 1 年以内に旅行券の全部または一部を使用しなかった場合には、当該使用しなかった旅行券は返還すること